

令和7年度 就学援助制度のご案内

小学1年生～
中学3年生対象

- ✓ 新入学学用品費入学前支給を受給した方
- ✓ 令和6年度就学援助を受給した方も新たに申請が必要です。

ホームページで
詳細を確認



就学援助とは

お子さまの就学のために経済的な援助を必要とする保護者の方に、学用品費や給食費などを援助する制度です。

対象となる方：

- ✓ 東広島市立の小・中学校に通うお子さまがいる。
- ✓ 東広島市に居住し、東広島市立以外の小・中学校に通うお子さまがいる。

◆提出書類 令和7年度就学援助申請書、添付書類

◆提出先 お子さまの在籍する学校

※別の学校に通うご兄弟がいる場合、それぞれの学校に提出

◆受付期間 随時（注意！申請時期により援助対象となる期間が異なります）

★令和7年4月の締切までに申請した場合：4月からの援助が対象

★年度途中に申請した場合：原則申請月の翌月以降の援助が対象

裏面もご覧ください

<お問い合わせ先>

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29 市役所北館3階

東広島市教育委員会 学事課

電話 (082) 420-0975

1 就学援助を受けることができる方

申請理由	添付書類
①生活保護を受けている	不要
②市民税が非課税である(世帯全員)	不要(※1)
③市民税が減免された(世帯全員)	決定通知書の写し(※1)
④固定資産税が減免された(世帯全員)	決定通知書の写し
⑤国民年金の保険料が減免された(世帯全員)	決定通知書の写し
⑥国民健康保険税が減免された(世帯全員)	決定通知書の写し
⑦児童扶養手当を受けている	手当証書の写し
⑧その他経済的理由による(※2)	不要(※1)(※3)

注意！
認定後、申請理由に該当しなくなった
場合、援助金の返還(全部または一部)をお願いする場合があります。

※1 所得の申告をされていない場合は、認定審査ができませんので、必ず所得の申告をしてください。所得がない場合も申告が必要です。
令和7年1月2日以降に東広島市に転入された方は、同年1月1日に居住していた市町村が発行する「市・県民税課税(非課税)証明書」や「所得証明書」等の課税額や所得額が確認できる書類の提出が必要です。
※2 申請理由「⑧」での申請は、生活保護基準を基に同一生計者全員の所得で判定します。
※3 世帯状況によっては、教育委員会が指示する書類が必要になる場合があります。

2 支給方法：市から学校を通じて申請者に支給(給食費以外)

※給食費は認定となり次第、口座引き落としを停止します。審査に要する期間、引き落としが発生することがありますが、その場合は認定後、認定開始月までさかのぼって還付いたします。

3 援助の種類：支給費目は保護者の住所や生活保護の受給の有無などにより異なります。

